

長崎県住宅供給公社社用車リース契約書

長崎県住宅供給公社 理事長 柴田 昌造（以下「甲」という。）と、株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、長崎県住宅供給公社社用車リースに関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、乙が自動車販売業者から新車を買受けて甲にリースすることとし、別表記載の自動車（以下「リース車」という。）を甲の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、リース車が常時正常な状態で稼働しうるように保守整備（以下「メンテナンス」という。）を行い、甲がこれに対する賃貸借料を乙に支払うものとする。

（リース車の車名及び納車場所等）

第2条 リース車の車名及び納車場所は、別表に記載のとおりとする。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は次のとおりとする。

- （1）（仕様A4台）令和3年6月15日から令和8年6月14日まで（60月）
- （2）（仕様A2台、＼B1台、＼C1台）令和3年7月15日から令和8年7月14日まで（60月）

（賃貸借料）

第4条 月額賃貸借料は別表のとおりとし、その総額は、 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、これを免除する。（県を被保険者とする履行保証保険契約に係る保険証券提出又は履行証明書2件の提出による。）

※（）書きの要件を満たさない場合は、「乙が甲に納付すべき契約保証金は、 円とする。」

（リース車の引渡し）

第6条 甲へのリース車の引渡しは、乙が自動車登録の完了の後、第3条に定める賃貸借期間開始日（以下「納車日」という。）に別表に定める納車場所において行うものとする。

- 2 甲は、リース車の引渡しを受けた後、3日以内にこれを点検し、不具合のないことを確認するものとする。
- 3 甲は、リース車に設計、材質、製造上等の不具合があった場合には、前項に規定する期間内に乙に書面で通知するものとする。

(リース車の契約不適合)

第7条 リース車が契約内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、甲は、リース車の保証書に従い、リース車の製造者又は販売者から担保責任の履行を受けるものとする。この場合において、乙は、甲のそれらの者に対する請求又は権利行使につき、誠実に対応するものとする。

- 2 甲は、引き渡されたリース車に関し、契約不適合であるときは、当該不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、履行の追完の請求、損害賠償の請求、賃貸借料の減額の請求及び契約の解除をすることはできない。ただし、乙が甲にリース車を引渡した時において、その不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(原状の変更)

第8条 甲は、乙の書面による承諾がなければ、リース車の改造、模様替、規格、性能及び仕様の変更並びに他の物件を取り付ける等の行為はできないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の行為を行った場合で、乙の要求があったときは、甲は、無償でその効果を乙に帰属させるものとする。

(リース車の使用、保管等)

第9条 甲は、リース車を使用するに当たっては、法令及び諸規則に従い、日常点検整備を行い安全運転に努めるものとする。

- 2 甲は、リース車を別表の納車場所で保管するものとし、乙の書面による事前の承諾を得なければ、その変更はできないものとする。
- 3 甲は、乙の承諾を得て、甲の責任で自己の職員など特定の者にリース車を使用、保管等をさせることができる。この場合において、甲は、当該使用者にこの契約の各条項を承認させ、及び遵守させるものとする。
- 4 甲は、乙がリース車の保管及び使用状況を調査するため、保管場所への立会又は説明・資料の提出等を求めたときは、異議なくこれに応じ、また乙が求めたときはいつでもリース車の所在を明らかにし、乙にリース車を確認させるものとする。

(譲渡禁止等)

第10条 甲は、リース車又はこの契約上の地位を他に譲渡すること、前条第3項に規定する場合を除き、リース車を第三者に使用させることその他乙の権利を侵害するような行為はしないものとする。

- 2 甲は、リース車の占有を侵奪されたときは、直ちに乙に通知し、乙とともに紛失届

又は盗難届を所轄の警察署に提出するものとする。

(費用負担)

第11条 乙は、別紙仕様書に定める費用を負担するものとする。

2 第3条の賃貸借期間中に消費税及び地方消費税の税率が変更された場合、前項の乙の負担費用が変動した場合、又は新たな公課公租の負担が生じた場合の取扱は、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

(リース料金の請求)

第12条 乙は、毎月末においてリース車を管理する甲の係員の確認を受けて、リース車月額料金並びに法令所定の消費税及び地方消費税を甲に請求するものとする。

なお、当該月のリース期間が1ヶ月に満たない場合は、日割り計算による方法により請求を行うものとする。

(リース料金の支払い)

第13条 甲は、前条に定めるところにより、乙から適法な請求書を受領した時は、その日から起算して30日以内に、乙の指定する口座に振り込み支払うものとする。

(支払遅延の場合の遅延利息)

第14条 甲の責に帰すべき事由により、リース料の支払いが遅延した場合は、乙は遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を甲に請求することができる。ただし、止むを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

(リース車のメンテナンス)

第15条 乙は、リース車を甲が常時正常な状態で使用できるように別紙仕様書によるメンテナンスを行うものとする。

2 メンテナンスは、乙指定の整備工場が実施するものとし、乙は、事前に当該整備工場及び甲に連絡を行ったうえで、引取・納車により実施するものとする。

3 メンテナンスに係る基準は、乙が別途定めるものとする。なお、乙は、道路運送車両法の整備基準の変更に応じて、メンテナンスに係る基準を変更することができるものとする。

4 リース車が故障したときは、甲の請求により乙は速やかに修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。

5 前項の修理に要する一切の費用は乙の負担とする。

(スケジュール点検)

第16条 メンテナンスのうちスケジュール点検とは、別紙仕様書に基づき乙が定めるメンテナンス点検整備基準による点検をいい、次に定めるところにより実施とするものとする。

(1) スケジュール点検は、3ヶ月ごとに実施するものとする。

なお、実際の月間走行距離が仕様書に定める月間予定走行距離を著しく超過した場合は、この点検とは別に、甲の費用負担により同様の点検をすることを乙に対して要請することができるものとする。

(消耗品等の供給)

第17条 仕様書に基づく点検等の結果、リース車の品質維持のため消耗品等の交換が必要と乙が認めるときは、乙はこれを取り替えるものとする。

(リース車及び消耗品の所有権)

第18条 リース車及び消耗品等の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用し、管理しなければならない。

(代車提供)

第19条 メンテナンスのうち代車提供とは、メンテナンスのうち法定点検整備、継続検査整備又は故障修理等を実施するに当たり、整備等の時間が48時間以上を要すると見込まれる場合に、乙が甲に乙の選定した代車を提供することをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、乙は、代車を提供しないものとする。

(1) 盗難の場合。

(2) 被害事故で相手当事者より代車提供される場合。

(3) 走行上支障のない箇所の故障で、修理に必要な部品の入庫を待つ場合。

(4) 年末年始・ゴールデンウィーク、盆休み等の連休の時期で、代車手配が物理的に不可能な場合。

3 第1項の代車の車種、積載量等は、この契約に基づく車両のそれらとは異なることを妨げないが、自動車保険については、別紙仕様書によるものとする。

4 甲は、第1項の代車をこの契約条項に従って運行使用するものとする。

(損害賠償)

第20条 乙は、甲が故意又は重過失によってリース車に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。ただし、天災その他不可抗力によるものと認められるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、自動車任意保険等で補填された損害に関しては、前項の規定にかかわらず乙は甲に請求しないものとする。

(秘密の保持)

第21条 乙は、保守の実施にあたって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(乙の解除権)

第22条 乙は、甲の責に帰すべき理由により契約の期間中に業務継続する見込がないと明らかに認められたときは契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じたときは、乙は甲に対してその損害の賠償を求めることができる。

(甲の解除権)

第23条 甲は、次の各号に該当する時は契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき理由により契約の期間中に業務継続する見込がないと明らかに認められたとき。
 - (2) 乙の業務が不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意思がないと認められたとき。
 - (3) 前各号のほか、乙がこの契約に違反したとき。
- 2 前項により契約解除された場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払うものとする。

(暴力団等の排除に係る契約解除)

第24条 甲は、乙が長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱(平成22年9月13日施行)別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続を要することなく、この契約を即時解除することができる。

- 2 甲が前項の規定により、この契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を補償する責を負わない。
- 3 第1項の規定により契約が解除された場合は、乙は賃貸借料の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払うものとする。

(履行遅滞の場合の違約金)

第25条 乙は、納車日にリース車を甲に引き渡すことが困難となったときは、あらかじめ詳細な理由を付した書面により納車日の延期を甲に申請し、甲の書面による承認を受けなければならない。ただし、甲の責に帰すべき理由により、納車日までにリース車を甲に引き渡すことが困難となったときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、乙の責に帰すべき理由により、納車日までにリース車を甲に引き渡すことが困難になったときは、乙は、納車日の翌日から引渡した日までの遅延日数に応じて、賃借料総額に年2.5%の割合で算定した遅延損害金を甲に支払わなければならない。

(リース車及び消耗品等の返還等)

第26条 第3条の期間満了又は第22条及び第23条により、この契約が終了した場合、甲はリース車及び消耗品等を速やかに乙に返還しなければならない。この場合において、甲がリース車に装備し、又は改造したのがあるときは、甲はこれを撤去し原状回復しなければならない。

- 2 乙は、この契約が終了した時は、速やかにリース車を撤去するものとし、これに要する費用は、乙の負担とする。
- 3 甲は、乙が正当な理由なく期間内に物件を撤去しない時は、乙に代わって物件を処分することができる。この場合において、乙は、甲の処分について異議を申し出ることができず、また、甲の処分に要した費用を負担しなければならない。

(権利義務の譲渡)

- 第27条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし銀行その他の金融機関等であって日本国内に本店又は支店を有するもののうち知事が別に定めるもの及び信用保証協会に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 前項ただし書きの場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が支払を予定している日の2日前（「長崎県の休日定める条例」に規定する休日を除く。）の財務会計端末機の運用時間終了時に審査入力を行っているものについて、生じるものとする。

(個人情報の保護)

- 第28条 乙はこの契約による業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(その他)

- 第29条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の定めるところによるものとし、この規則及びこの契約書に定めがない事項で約定する必要が生じたとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年 月 日

甲	長崎市元船町17番1号 長崎県住宅供給公社 理事長 柴田 昌造	印
乙	長崎市〇〇町〇〇 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇	印

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への通知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。

長崎県住宅供給公社社用車リース契約

- 1 賃貸借期間 ①令和3年6月15日から令和8年6月14日まで(60月)
②令和3年7月15日から令和8年7月14日まで(60月)
- 2 納車場所 ㊦長崎市元船町17番1号 長崎県住宅供給公社本社 3台
①諫早市山川町1番地4-1 // 諫早事務所 2台
㊧佐世保市天満町1番27号 // 佐世保事務所 3台
- 3 月額リース料計(税込み) (円)

No.	車種	メーカー	車名/形式/契約番号	賃貸期間	納車場所
1	仕様A			①	㊦
2	仕様A			①	㊦
3	仕様A			①	①
4	仕様A			①	①
5	仕様A			②	㊧
6	仕様A			②	㊧
7	仕様B			②	㊦
8	仕様C			②	㊧

No.	月額リース料	<税別>	<消費税>	<税込>
1	R3.6.15~R8.6.14(60カ月分)【10%】			
2	同上			
3	同上			
4	同上			
5	R3.7.15~R8.7.14(60カ月分)【10%】			
6	同上			
7	同上			
8	同上			
	合計			

仕 様 書

1 件名

長崎県住宅供給公社社用車リース契約

2 納入期限・納入場所

別表「仕様一覧」のとおり

3 リース期間

別表「仕様一覧」のとおり

4 リース車両台数及び規格・付属品等

- ・リース車両台数（新車）8台（内訳：仕様A6台、仕様B1台、仕様C1台）
- ・リース車規格・付属品等
別表「仕様一覧」のとおり

5 リースの方法

別表「仕様一覧」に記載の車両を7に掲げるメンテナンス付きでリースする方式

6 月間予想走行距離（一台当たり平均値）

約500km

7 メンテナンス内容

原則としてメンテナンス時には、受注者が車両をその保管場所で引取り、受注者が指定する整備工場において別表「仕様一覧」のとおり実施するものとする。

8 メンテナンスに含まれないもの

別表「仕様一覧」のとおり

9 リース料に含まれるもの

別表「仕様一覧」のとおり

10 リース料の支払

別表「仕様一覧」のとおり

11 事故処理

事故により、リース車両が損傷したときには、速やかに受注者に報告するとともに、受注者の指定した整備工場に車両を搬入し、長崎県住宅供給公社の負担により車両を修理するものとする。ただし、緊急性が高い等、やむを得ない場合は、あらかじめ受注者の承諾を得て、最寄りの整備工場に修理を依頼することができるものとする。

12 その他

- (1) 受注者は、点検整備等の記録ができるものを当該車両に保管すること。
- (2) 受注者は、車両内にリース会社名、メンテナンス工場名及びそれらの連絡先を表示すること。
- (3) 受注者は、事故、故障等使用に支障が生じるような場合は、24時間、365日、万全

な体制で迅速に対応すること。

- (4) 契約締結後、受注者は、当該年度の点検、整備計画書を作成し、速やかに提出すること。また、各年度末にその年度中の点検・整備状況の一覧を甲に提出すること。
- (5) 受注者は、点検・整備を行う場合は、可能な限り業務の支障とならないよう調整をすること。
- (6) 受注者は、点検、整備終了後は、結果報告書を速やかに提出すること。
- (7) 受注者は、リース期間（再リース期間を含む）満了後は、速やかに車両を引き取ること。
- (8) 受注者は、自動車製造メーカーの責めによる瑕疵等（リコール等）の不具合が発生した場合は、該当車両が安全に運航できる状態となるよう誠実に対応すること。
- (9) 上記7「メンテナンス内容」に示した各項目についてその具体的な方法及び内容、及びメンテナンスを行うすべての工場名・要員数、連絡体制等を組織体制図等と合わせて明示したものを提出すること。
- (10) 受注者は、落札後直ちに、納品車両の仕様が確認できるカタログ等及び形式・リース料単価等を記した一覧表を提出すること。
- (11) 受注者は、契約車両の納車時までに損害金算出時に必要となる当該車両の取得価格一覧表を提出すること。
- (12) 本仕様書に定めのない事項又は契約後疑義が生じた場合は、公社と受注者の双方で協議のうえ決定するものとする。

(別表)

仕 様 一 覧

1 納入場所・納入期限・リース期間・次の基準と同程度の新品の自動車とすること

品名	軽自動車	セダンタイプ (参考車種：ダイハツミライース スズキアルト)						ワンボックス (参考車種：ダイハツハイゼットカーゴ)		
		仕様A	仕様A	仕様A	仕様A	仕様A	仕様A	仕様B	仕様C	
台数	計8台									
納入場所	長崎市元船町17番1号 長崎県住宅供給公社本社	○	○					○		
	諫早市山川町1番地4-1 〃 諫早事務所			○	○					
	佐世保市天満町1番27号 〃 佐世保事務所					○	○		○	
納入期限	令和3年6月15日(火)	○	○	○	○					
	令和3年7月15日(木)					○	○	○	○	
リース期間	5年間									
主要諸元	形式	軽自動車								
	乗車定員	4人								
	駆動方式	FF or FR								
	トランスミッション	オートマチック								
	ステアリング	パワーステアリング								
	車体色	ホホワイト・シルバー・グレー								
エンジン	総排気量	660cc以下								
	使用燃料	無煙レギュラーガソリン								
主要装備	①エアバック	運転席及び助手席に装備								
	②ドアミラー	必要								
	③パワーウィンド	全席必要								
	④エアコン	必要								
	⑤ETC車載機	×						○	×	
	⑥カーナビ	必要								
	⑦ラジオ	AM/FMラジオ装備								
	⑧バックモニター	必要								
	⑨フロアマット	必要								
	⑩サンバイザー	必要								
	⑪サイドバイザー	必要								
	⑫熱線くもり止め	熱線リアウィンドくもり止め装備								
	⑬マッドガード	前後								
	⑭三角標示板	不要								
環境性能	環境性能	JC08モード走行燃費消費率30.0km/L以上						同左15.0km/L以上		
	グリーン購入法	適合していること								

2 月間予想走行距離

項目	内容
推定月間走行距離	約500km（1台当たり平均）

3 メンテナンス内容

	項目	内容
(1)	スケジュール点検	○ 3カ月ごと 交換部品代等含む（引き取り納車のこと）
①	エンジン	・ファンベルトのたわみ量 ・ファンベルトの損傷 ・冷却水の量 ・低速及び加速の状態 ・エンジンオイルの量 ・エンジンオイルのよごれ ・エンジンのかかり具合、異音 ・バッテリーの液量・比重
②	ステアリング	・パワーステアリング・ベルトの緩み
③	ブレーキ	・パーキング（駐車） ・ブレーキの液量 ・ブレーキペダルの緩み ・ブレーキホース、パイプのオイル漏れ、損傷、取り付け状態 ・ブレーキの引き（踏む）しろ ・ブレーキのきき具合 ・ブレーキペダルの踏む残りしろ
④	タイヤ	・タイヤの空気圧 ・タイヤのき裂、損傷 ・タイヤの溝の深さ ・タイヤの異常な摩滅
⑤	その他	・計器類の作用 ・灯火装置の作用 ・ウインドウォッシャーの作用 ・シートベルトの損傷、作用 ・下回り各部の損傷、作用
		・ワイパーの作用 ・ウォーニングランプの作用 ・ウインドウォッシャーの液量 ・エアコンディショナーの作用
		・スペアタイヤジャッキ
(2)	法定点検、整備費用	○ 交換部品代等含む（引取り納車のこと）
(3)	継続車検整備	○ 交換部品代等含む（引取り納車のこと）
(4)	エンジンオイル交換	○ エンジンオイルは必要時交換
(5)	オイルエレメント交換	○ オイル交換2回に1度の割合で交換
(6)	油脂類の交換	○ 油脂類は必要時交換
(7)	タイヤ交換	○ 摩擦度（溝の深さ2.0mm又は6年経過）に応じ新品と交換
(8)	パンク修理、交換	○ 縁石等の接触によるものを除く
(9)	バッテリー交換	○ 消耗度に応じ、新品と交換
(10)	故障修理、点検費用	○ 通常走行により発生した不具合の修理・点検
(11)	消耗品等の交換・補充	○ 必要時に交換・補充
(12)	その他安全走行に必要な点検・修理	○ 新車点検を含む
(13)	点検時等の汚損に伴う洗浄	○ 点検整備等期間中に車両を汚損した場合は洗浄を行うこと。
(14)	代車提供	○ 点検や修理等のため2日（48h）を超える場合 ※代車は、対人賠償無制限、対物補償無制限（免責なし）の任意保険に加入

4 メンテナンスに含まれないもの

	内容
(1)	日常点検
(2)	燃料代、駐車料金、高速道路料金
(3)	会社が装備した架装、装備の修理・取替え費用
(4)	経年劣化等による自動車本体及び付属品の腐食、老化、退色の修理、復元等
(5)	会社の過失によるトラブル（キーロック、ガス欠など）の修理費用

5 リース料に含まれるもの（リース全期間）

	項目	内容
(1)	登録諸費用	○
(2)	自動車取得税	○
(3)	自動車税	○
(4)	自動車重量税	○
(5)	自動車損害賠償責任保険料	○
(6)	自動車リサイクル料金	○
(7)	メンテナンス費用	○ 3に定めるメンテナンスに要する費用
(8)	任意保険	<ul style="list-style-type: none"> ○ 準公用車割引 ○ フリート メリット70% ○ 対人賠償（1名につき）無制限 ○ 対物賠償（1事故につき）無制限 対物免責金額0円 ○ 自身の補償 人身傷害 搭乗中のみ補償 保険金額（1名につき）3,000万円 傷害一時費用不担保特約 ○ 弁護士費用等補償特約 レンタカー費用等不担保特約

6 リース料の支払

	項目	内容
(1)	リース料支払	毎月払い（履行後翌月請求払い：受理后30日以内）、口座振込み ※1か月に満たない場合は、日割り計算とする。